

入札説明書等の修正について

平成 18 年 11 月 27 日に公表した入札説明書等の内容について、事業者の質問等を踏まえて、次のとおり修正するとともに詳細化及び補完します。

1 入札説明書の修正

書類区分	記載頁等	修正対象箇所	修正後
入札説明書	P14 第 2 (9)	<p>(9) 入札提案書類に関するヒアリング</p> <p>入札提案書類に関するヒアリング等必要のある場合には、次の要領で、入札参加資格があると認められた者にすべてに対し、入札提案書類に関するヒアリングを実施します。</p> <p>ア 開催日時 平成 18 年 3 月上旬</p>	<p>(9) 入札提案書類に関するヒアリング</p> <p>入札提案書類に関するヒアリング等必要のある場合には、次の要領で、入札参加資格があると認められた者のすべてに対し、入札提案書類に関するヒアリングを実施します。</p> <p>ア 開催日時 平成 19 年 3 月上旬</p>
	P26 別紙 4(2) イ	<p>イ 平成 20 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの維持管理業務に係る経費については、要求水準書により、年度別の維持管理費に係るサービス対価とは異なることに留意するものとします。</p>	<p>イ 平成 21 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの維持管理業務に係る経費については、要求水準書により、年度別の維持管理費に係るサービス対価とは異なることに留意するものとします。</p>

2 要求水準書の修正

書類区分	記載頁等	修正対象箇所				修正後				
要求水準書	P35 第4 2 表中 (2) (3) (4) (5)	(2) 理科室	1室	70.56 m ²	理科総合の授業を行います。	(2) 理科室	1室	88.20 m ²	理科総合の授業を行います。	
		(3) 理科準備室	1室	17.64 m ²	教科準備室，薬品庫等を設置します。	(3) 理科準備室	1室		教科準備室，薬品庫等を設置します。	
		(4) 家庭科室	1室	70.56 m ²	家庭科基礎の授業を行います。	(4) 家庭科室	1室	88.20 m ²	家庭科基礎の授業を行います。	
		(5) 家庭科準備室	1室	17.64 m ²	教科準備室	(5) 家庭科準備室	1室		教科準備室	
P36 第4 2 (21)	(21) 工 音楽教材作成質					(21) 工 音楽教材作成室				
P39 第4 3 (1)	-					工 理科室及び理科準備室並びに家庭科及び家庭科準備室の基準面積については，アに示す(オ)と(キ)のそれぞれの諸室面積の合計(88.20 m ²)を基準面積とします。				
P47 第4 6 (9)	工 ホワイエの一部に，飲み物や軽食の提供(2名程度が業務)できるように，カウンター，厨房機器の設置が可能なスペース及び設備(ホワイエとは区画)を設置するものとします。 なお，運営については， <u>別途</u> ，事業者の業務には <u>ふくみません</u> 。					工 ホワイエの一部に，飲み物や軽食の提供(2名程度が業務)できるように，カウンター，厨房機器の設置が可能なスペース， <u>給排水及びガス設備</u> (ホワイエとは区画)を設置するものとします。 なお，運営については，事業者の業務には <u>含みません</u> 。				

3 要求水準書 別紙資料の修正

書類区分	記載頁等	修正対象箇所	修正後																																						
別紙資料	別紙 1 1 1P 1 (1)	(1) 音楽高校諸室諸室の要求水準一覧	(1) 音楽高校の諸室の要求水準一覧 各諸室の室数及び基準となる面積は、(2)のとおりとします。 なお、提案については、面積を基準として提案するものとし、要求水準書に記載する居室の寸法により面積を算定しています。																																						
	別紙 1 1 1P 1 (2) 表中 2 3 4 5	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>理科室</td> <td>1</td> <td>70.56</td> <td>70.56 m²</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>理科準備室</td> <td>1</td> <td>17.64</td> <td>17.64 m²</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>家庭科室</td> <td>1</td> <td>70.56</td> <td>70.56 m²</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>家庭科準備室</td> <td>1</td> <td>17.64</td> <td>17.64 m²</td> </tr> </table>	2	理科室	1	70.56	70.56 m ²	3	理科準備室	1	17.64	17.64 m ²	4	家庭科室	1	70.56	70.56 m ²	5	家庭科準備室	1	17.64	17.64 m ²	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>理科室</td> <td>1</td> <td rowspan="2">88.20</td> <td>(注)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>理科準備室</td> <td>1</td> <td>88.20 m²</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>家庭科室</td> <td>1</td> <td rowspan="2">88.20</td> <td>(注)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>家庭科準備室</td> <td>1</td> <td>88.20 m²</td> </tr> </table>	2	理科室	1	88.20	(注)	3	理科準備室	1	88.20 m ²	4	家庭科室	1	88.20	(注)	5	家庭科準備室	1	88.20 m ²
2	理科室	1	70.56	70.56 m ²																																					
3	理科準備室	1	17.64	17.64 m ²																																					
4	家庭科室	1	70.56	70.56 m ²																																					
5	家庭科準備室	1	17.64	17.64 m ²																																					
2	理科室	1	88.20	(注)																																					
3	理科準備室	1		88.20 m ²																																					
4	家庭科室	1	88.20	(注)																																					
5	家庭科準備室	1		88.20 m ²																																					
	別紙 1 1 2P 1 (3)	-	注について (ア) 理科室及び理科準備室並びに家庭科室及び家庭科準備室については、理科室及び家庭科室の教師用及び生徒用の机(実験机、調理台)の配置を踏まえ、それぞれの諸室と準備室の合計面積(88.20 m ²)を基準面積としても差し支えない。 (イ) 別紙 11 の 5P の「(4) 音楽高校の各諸室の要求水準」の特記に係る基準面積は、それぞれの諸室面積と準備室の合計面積として取り扱う。また、理科準備室の「(2)の室内流し」については、設置しなくてもよいものとする。																																						
	別紙 1 1 15P 32 (2) ア イ	(2) 各室の要件 ア ソルフェージュ室 A (イ) 室の全面にグランドピアノ 2 台を設置する・・・ イ ソルフェージュ室 B (イ) 室の全面にグランドピアノ 2 台を設置する・・・	(2) 各室の要件 ア ソルフェージュ室 A (イ) 室の前面にグランドピアノ 2 台を設置する・・・ イ ソルフェージュ室 B (イ) 室の前面にグランドピアノ 2 台を設置する・・・																																						

	別紙 15 2 カ	カ 注釈 6: ギャラリースペース及び事務室の清掃については, 美術品の展示期間中についての清掃(1箇のうち2週間程度を想定)とします。	カ 注釈 6: ギャラリースペース及び事務室の清掃については, 美術品の展示期間中についての清掃(1箇月のうち2週間程度を想定)とします。
--	--------------	--	---

4 基本協定書(案)の修正

書類区分	記載頁等	修正対象箇所	修正後
基本協定書	P3 第 8 条	(事業契約締結不調の場合の処理) 第 8 条 第 6 条第 5 項及び第 6 項に該当する場合を除き,	(事業契約締結不調の場合の処理) 第 8 条 第 6 条第 7 項及び第 8 項に該当する場合を除き,

5 事業契約書(案)の修正

書類区分	記載頁等	修正対象箇所	修正後
事業契約書(案)	P13 第 20 条 第 4 項	(甲の請求による設計の変更) 第 20 条 4 第 1 項又は第 2 項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については, 第 37 条第 2 項及び同条第 3 項を準用する。	(甲の請求による設計の変更) 第 20 条 4 第 1 項又は第 2 項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については, 第 37 条第 1 項及び同条第 3 項を準用する。

6 別紙資料の修正版

書類区分	記載頁等	修正前	修正後
別紙資料,	別紙資料 10,	別紙資料 10	別紙資料 10(修正版)
	別紙資料 17	別紙資料 17	別紙資料 17 の 1
		-	別紙資料 17 の 2

別紙資料 17 については, 別紙資料 17 の 1 とし, また別紙資料 17 の 2 を別紙 17 の 1 の補完資料とします。

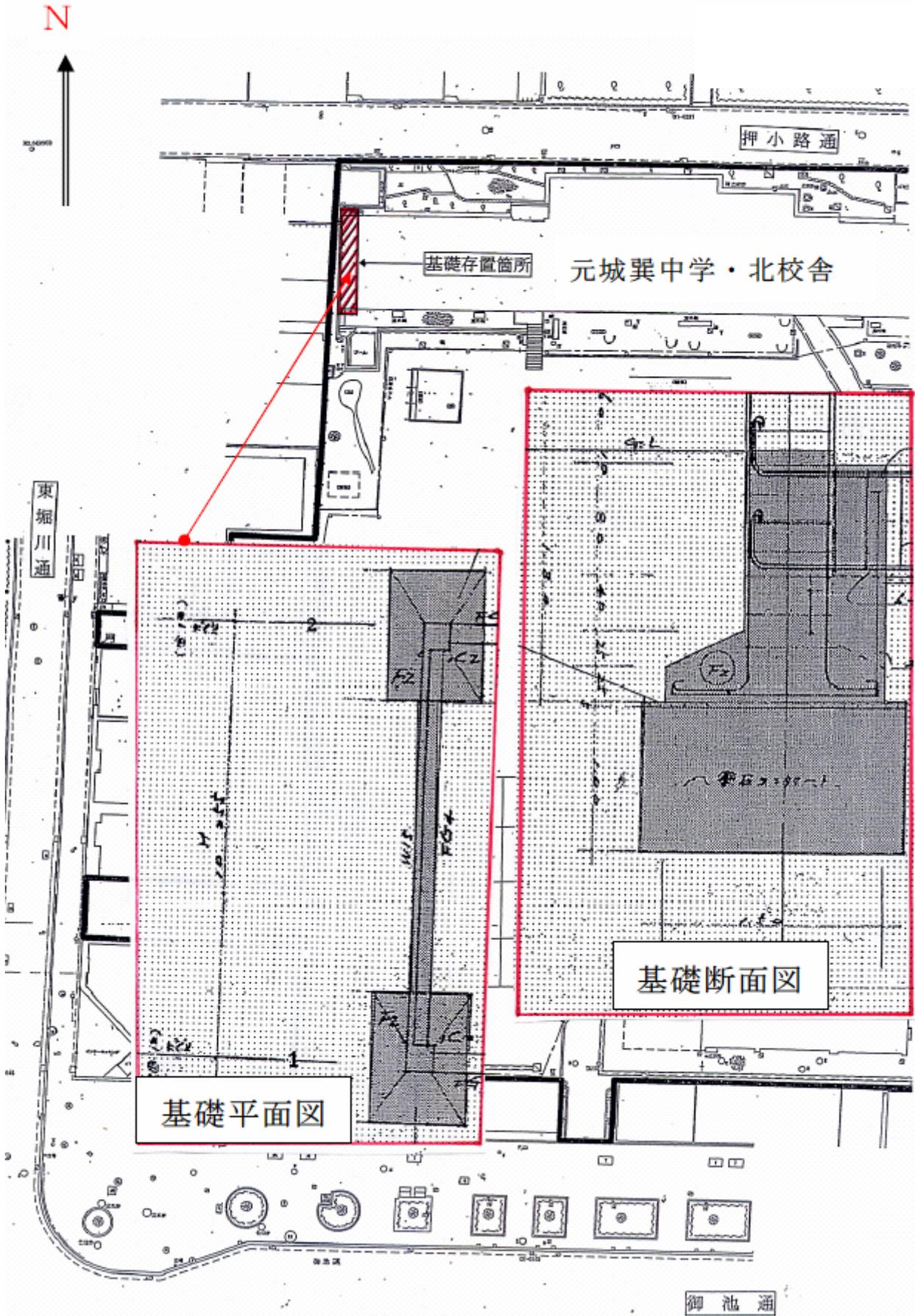
各室の設備一覧

分類	室名	電気設備							給排水衛生設備					
		電灯(電気)設備	情報網(LAN)設備	電話設備	電気時計	映像・音響設備	拡声設備(スピーカー)	テレビ受信	監視カメラ(モニター)	空気調和設備	換気設備	給水設備	給湯設備	排水設備
1 音楽高校・校舎														
(1)	普通教室													
(2)	理科室													
(3)	理科準備室													
(4)	家庭科室													
(5)	家庭科準備室													
(6)	図書室													
(7)	コンピュータ室													
(8)	コンピュータ準備室													
(9)	生徒会室													
(10)	教育相談室													
(11)	カウンセリング室													
(12)	保健室													
(13)	進路指導室・資料室													
(14)	和室(茶室)													
(15)	多目的教室A			IP										
(16)	多目的教室B													
(17)	多目的教室C			IP										
(18)	多目的教室D			IP										
(19)	校長室													
(20)	同窓会・資料室													
(21)	職員室 ア 事務エリア イ 普通科職員エリア ウ 音楽科職員エリア エ 打合せラウンジ オ 音楽教材作成室 非常勤講師エリア			IP										
(22)	教員準備室(音楽科準備室)													
(23)	印刷室													
(24)	非常勤講師控え室													
(25)	職員会議室			IP										
(26)	放送室													
(27)	更衣室													
(28)	休養室													
(29)	給湯室													
(30)	倉庫(一般)													
(31)	ア レッスン室A			IP										
	イ レッスン室B			IP										
	ウ 打楽器レッスン室			IP										
(32)	ア ソルフェージュ室A			IP										
	イ ソルフェージュ室B			IP										
2 音楽高校・屋内体操場(体育館)														
(33)	ア 舞台(舞台そでを含む。)			IP										
	イ アリナ													
	ウ 観覧席収納スペース室													
	エ 倉庫													
	オ 管理室													
	カ 更衣室													
	キ 便所													
ク 多目的便所														警報
3 音楽高校・音楽ホール														
(34)	ア ロビー													
	イ ホワイエ													
	ウ ホール・舞台													
	エ カウンター・事務室			IP										
	オ 観客用便所(男性)													警報
	カ 観客用便所(女性)													警報

	キ	楽屋ロビー(舞台そで含む。)																	
	ク	倉庫																	
	ケ	ピアノ収蔵庫																	
	コ	打楽器収蔵庫																	
	サ	調光・音響調整室																	
	シ	楽器収蔵庫																	
	ス	更衣室																	
	セ	楽屋																	
	ソ	楽屋便所																	
	タ	湯沸かし室																	
4 地元施設																			
(35)	ア	消防分団詰め所	—																
	イ	消防器具庫																	
	ウ	自治会館	—																
5 屋外施設																			
(36)	ア	多目的便所																	警報
	イ	便所																	
	ウ	倉庫																	
6 少年合唱団																			
(37)	ア	事務室																	
	イ	団員室																	
7 子どもの音楽教室																			
(38)		事務室																	
		控室, 作業スペース																	
8 芸術大学ギャラリー																			
(39)	ア	エントランス																	
	イ	展示室 A																	
	ウ	展示室 B																	
	エ	事務室																	
	オ	会議室																	
	カ	倉庫 1																	
	キ	倉庫 2																	
	ク	荷置き室																	
	ケ	一時保管庫																	
	コ	多目的便所																	警報
	サ	便所・排水室																	
9 ギャラリースペース																			
(40)	ア	事務室																	
	イ	倉庫																	
	ウ	ギャラリースペース																	

凡例

- (1) 電灯設備欄の 印は、当該照明のうち 1 / 2 を発電機回路に接続するものとします。
- (2) 電話設備欄の IP については、各諸室と職員室を連絡するインターフォンとします
- (3) 電話設備については、音楽高校の職員室(3 回線)、校長室(1 回線)及び FAX とします。他の事務室等については、各 1 回線とします。
- (4) 情報網(LAN)設備のうち、学校の については、学習系と事務系、 については、学習系をいいます。
- (5) 映像・音響設備のうち音楽ホールの については、舞台の演奏が確認できる設備をいいます。
- (6) 空気調和設備欄の 印は、温度及び湿度管理の機能を確保するものとします。ただし、ギャラリースペースは芸術大学の例に準ずるものとします。
- (7) 監視カメラ欄の 印は、モニター設備をいい、モニターの設置箇所とします。(監視カメラの設置箇所は、事業者の提案によります。)
- (8) ガス(電気)設備欄の 印は、事業者の提案によるエネルギー方式によります。ただし、 については、ガス設備とします。
- (9) 芸術大学ギャラリーの給湯設備の欄のうち については、排水室とします。
- (10) テレビ受信のうち について、受信設備を設けるものとします。
- (11) (29) 給湯設備欄における については、給湯器と湯沸器を指す。
- (12) (34) 音楽ホールの監視カメラ(モニター)欄の については、舞台の演奏内容等を確認するため、音声付モニターとします。なお、他の方法により確認できる場合は、このかぎりではありません。
- (13) 多目的便所には、緊急連絡の警報システムを設置し、それぞれの事務室に表示・通知できるものとします。
- (14) 音楽ホールの拡声設備(スピーカー)については、音楽ホールの演奏等が、 のある諸室で確認できるものとします。



資料 17 を資料 17 の 1 とし , 資料 17 の 2 を追加修正します。

1 建物基礎存置箇所

(1) 図面の内容

隣接家屋に近接しているため、既存校舎の基礎を存置した箇所図

(2) 存置箇所の状況

- ア 北校舎については、校舎の東及び西端の基礎を存置
- イ 東校舎については、東端の基礎を存置
- ウ 基礎(基礎コンクリート含む。)の深さ約 2.8m から 3m 程度
- エ 旧屋内体操場(体育館)の基礎については、全て撤去

